

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20190826	花咲 正志	広島県福山市津之郷町加屋193-3	本店	広島県福山市南松永町2丁目2-46-F-102	輸送施設の使用停止(180日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第3項後段、第11条及び第17条第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成31年4月9日に監査を実施。14件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則(以下施行規則)第2条第1項第4号)(2)事業計画の変更認可違反(休憩・睡眠施設)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)(3)事業計画事後変更届出違反(営業所の位置)(施行規則第7条第1項第3号)(4)運送約款等の掲示違反(貨物自動車運送事業法第11条)(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第7条第1項、第2項及び第3項)(6)アルコール検知器備置義務違反(安全規則第7条第4項)(7)点呼の記録保存義務違反(安全規則第7条第5項)(8)乗務等の記録保存義務違反(安全規則第8条第1項)(9)運行記録計による記録保存義務違反(安全規則第9条第1項)(10)運行指示書保存義務違反(安全規則第9条の3第4項)(11)運転者台帳作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)(12)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)(13)運転者に対する指導監督の記録保存義務違反(安全規則第10条第1項)(14)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	29	29

20190828	川村産業有限会社 代表者川村守 法人番号12400020 38559	広島県福山市緑陽町1丁目6-3	本社営業所	広島県福山市緑陽町1丁目6-3	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成31年2月18日に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第7条第1項及び第2項)(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(4)運転者台帳作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(6)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)(7)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)(8)特定の運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)(9)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	2	2
----------	---	-----------------	-------	-----------------	---------------------------	-----------------------	--	---	---